子ども ど真ん中 宣言企業助成金

働きながら子育てしやすい職場環境を創出し
従業員の仕事と子育ての両立を支援するために
「業務代替手当」を支給する
市内の事業者の取り組みを支援します！





助成の内容

市内に住所を有する出産育児休業や看護等休暇の取得者の業務を
代わりに行う従業員に手当を支給した場合に受給できる助成金です。

出産育児休業の業務代替手当

※１事業者につき同一年度1回限り

出産育児休業を取得した従業員１人につき

上限額 **２万円／月**

※出産育児休業を取得した従業員
の出産１回につき12ケ月を限度

看護等休暇の業務代替手当

※１事業者につき同一年度1回限り

看護等休暇を取得した従業員１人につき

上限額 **２千円／日**

業務体制整備費

業務代替手当を支給するための
業務体制の整備に要する経費として **６万円** ※１事業者につき1回限り

助成対象者

市内に事業所を有する法人または個人事業者で、次に掲げる要件を全て満たす事業者

① 中野市子どもど真ん中宣言企業であること
② 雇用保険の適用を受けていること
③ 業務代替手当に係る他の補助金の交付を受けていないこと
（両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」など）
④ 市税等に滞納がないこと

中野市子どもど真ん中宣言企業助成金について詳しくはこちら
https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2026040300045/

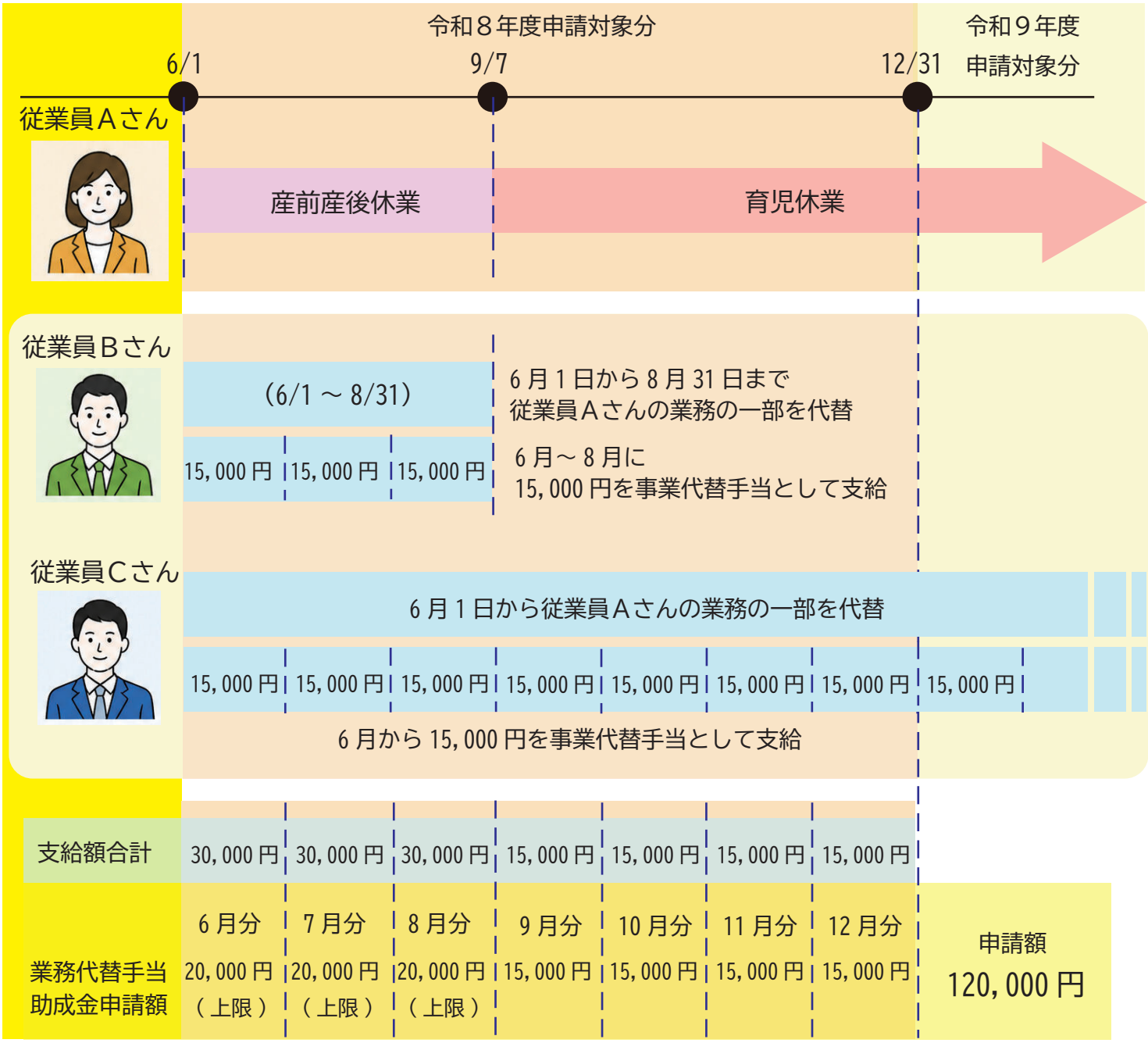
中野市子どもど真ん中宣言企業助成金

子どもど真ん中宣言企業助成金
QRコード

≪お問い合わせ・申請先≫ 中野市 経済部 商工観光課 商工労政係 TEL0269-22-2111（内線 258）

業務代替手当の助成イメージ

例）令和８年６月１日から産前産後休業、９月から育児休業を取得した中野市内に住所を有する
従業員Ａさんの業務を、従業員Ｂさん及び従業員Ｃさんが代替した場合。



業務体制整備に係る経費の助成

上記の業務代替手当が支給されていることをもって、業務体制が整備されているとみなします。
初年度の申請時に、業務代替手当助成金額に「業務体制整備費 60, 000 円」を上乗せして申請してください。

業務代替手当助成金 120, 000 円 ＋ 業務体制整備費助成金 60, 000 円

令和８年度分　助成金申請額 180, 000 円